

第5章 基本目標における施策の方向と取組み

基本目標1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします

施策の方向

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、子どもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

保育ニーズの増加に伴い、働き続けたくても子どもの預け先が見つからないなどの理由で働くことをあきらめてしまうことのないよう、教育・保育の場を増やすなど、待機児童を解消するとともに、放課後児童クラブの**内容の充実 質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施**を図り、子育てしやすいまちをめざします。

取組みの柱

- 1 潜在的なニーズも含めた、教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの**充実 質の維持・向上と新たな待機児童対策の実施**

取組みの内容

1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

① 教育・保育施設の整備と拡充

- ・計画的に施設整備等を図り、潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の**不足 確保と待機児童**の解消を図ります。
- ・**休日保育の開始**、長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実などを図ります。

② 地域型保育（小規模保育など）の促進

- ・家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の促進を図り、待機児童の解消につなげます。
- ・教育・保育施設と小規模保育等との連携については、卒園後に連携施設などで安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。

③ 認定こども園への移行促進・支援

- ・幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

2 幼児教育・保育の質の向上

① 幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実

- ・幼稚園・保育所等が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源としてさらに充実していきます。

- ・幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所等の教育活動及び教育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。

② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続

- ・保育士等支援者の人材確保及び人材育成の促進を図ります。 ←小学校教育への円滑な接続を支援する体制を整えます。、幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

- ・幼稚園・保育所等において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進していきます。

④ 幼児教育・保育の無償化への対応

- ・認可外保育施設やベビーシッター等、各種施設が広く無償化対象施設となったことで、利用者の中には対象施設が安全との認識があります。すべての子どもの安心と安全が確保されるよう施設の実態把握に努め、保育の質の維持・向上を図ります。

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

① 必要な時、不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- ・求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・保護者のレスパイト（※）を目的とした一時預かりを充実し、ひとり親家庭等の緊急時対応を目的とした ニーズに合った多様な一時預かりの方策を検討します。

② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

- ・子どもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイトなど多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促

進めます。

※レスパイトとは、息抜きのことです。お子さんを一時的に預かって家族の負担を軽減するための息抜きの意です。

4 放課後児童クラブの充実

① 活動内容の**充実 維持・向上**

- ・放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ・学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの**内容の充実及び質の維持・向上**を図ります。

② 新たな環境への不安・負担軽減

- ・小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう子どもたちをサポートします。
- ・共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

③ **新たな待機児童対策の実施**

- ・**民間活力を活用し、国庫補助制度を踏まえた民設民営の放課後児童クラブの設置を推進します。**
- ・**民設民営のクラブは、公設民営のクラブと同様の内容を維持します。**

基本目標2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします

施策の方向

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつなど子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人とがつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担う児童・青少年が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校などと連携を図り、子どもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

取り組みの柱

- 1 親子遊びの場づくり
- 2 子育て情報の整備と提供 収集と効果的発信
- 3 地域や市民が主体の子育て支援の充実
- 4 乳幼児とのふれあいや交流の推進
- 5 児童・青少年の居場所づくり

取り組みの内容

1 親子遊びの場づくり

① ほっとスペース（親子遊びの場）の充実と連携

・第一運動公園内の「体験学習施設スマイル」を今後は親子遊びの拠点として、ほっとスペース（親子遊びの場）や生涯学習事業、子育てサークルなどの市民や自主保育などの活動との効果的な連携を図ります。

・ほっとスペース（親子遊びの場）は、を充実させ、気軽に集えるようさらなる使いやすさを目指します。

・ほっとスペース（親子遊びの場）の貸しスペースなどの活用を促進し、自主サークル等の活動を支援するとともに、活動情報を市民へ提供していきます。

② 子育てサークルや自主保育等への支援

- ・逗子の自然を生かした遊びなど、親子で楽しめる機会づくりを推進し、子育て情報として市民へ情報提供し、活用の促進を図ります。

③ 逗子の自然やまちの環境を生かした遊びの充実

- ・逗子の自然やまちの環境を生かした遊びのプログラムを充実させます。
- ・プレイパークやプレイリヤカーなど、子どもの外遊びの機会を提供します。
- ・地域文化の継承など、地域の人材による地域に根ざした豊かな遊びと学びの場を推進します。

④ 安心・安全な子どもの遊び場づくり

- ・幼児が安心してボール遊びや自転車遊びができるよう、また、子どもが安全に遊べる公園や遊び場づくりを推進します。
- ・子どもやベビーカーが安全に通れる道路整備や施設のバリアフリー化を推進します。
- ・子どもが不審者や有害図書、有害サイトなどから による事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校、警察等との連携を図ります。

2 子育て情報の整備と提供 収集と発信

① 子育てに役立つさまざまな情報の収集、編集、発信等を一体的に行う体制の整備。

- ・子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトやを構築するとともに、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関するさまざまな情報を一体的に提供します。
- ・子育て情報誌や子育てポータルサイトなどは、市民目線での情報提供に努め、施設や団体 子育て支援センターや体験学習施設スマイル等と連携して活用しやすいものとし、
・地域の子育てサークルや自主的な様々な活動などに関する情報を提供します。

② 子育てネットワーク会議の設置と関係機関・団体との連携強化

- ・子育てネットワーク会議を設置し、市民の意見や関係団体等の意見などを集約し、情報の充実に努め、子育てポータルサイト等へ反映させます。

③ 家庭や地域への教育・保育についての情報提供

- ・妊娠・出産・育児から学童期までの子どもの生活や発達の連続性をふまえた切れ目のない情報を体系的に提供します。
- ・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、
・保育課に配置する利用者支援員により、教育・保育に関する情報を一体的に集約し、個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応をします。

3 地域や市民が主体の子育て支援の充実

① ファミリーサポートセンター事業の**拡充 充実**

・誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の**拡充 充実**と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。

・障がいのある子どもや病児・病後児の預かり、**外国語に対応可能な支援会員の確保**を図ります。

② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

・子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。

・子育て支援や子どもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベントなどさまざまな機会をとら**れ えて**、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充

実を図っていきます。

・ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域とのつながりに広がる効果があるため、より一層の充実を図ります。

③ 地域**子ども会 による子どもの** 活動の**充実 支援**

・**地域の子ども会やジュニアリーダーの活動の充実を図り、**子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援していきます。

④ 青少年の地域参画の推進

・青少年指導員などの協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進していきます。

4 乳幼児とのふれあいや**異年齢**交流の推進

① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

・保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢の子どもたち、青少年と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。

・**青少年や高齢者など子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。**

② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

・**青少年や高齢者など子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。**

・親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人をつなげる仕組みをつくります。

③ 学校・家庭・地域でのブレ親教育の推進

- ・保育所・幼稚園、学校、保健機関、市民と連携し、異年齢相互学習や地域の中での学びなど、子どもの年齢に対応したブレ親育てを推進します。

5 児童・青少年の居場所づくり

① 児童・青少年の居場所づくり

・第一運動公園内の「体験学習施設 スマイル」が遊びの拠点、児童・青少年の居場所、遊びの拠点として定着するよう利用者増を目指し、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図っていきます。

・行事や事業に参加したがる子どもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートします。

・ストレスや悩みを抱え、行事や事業に参加しづらい子どもにも配慮し、参加を働きかけます。サポートします。また、子どもや青少年が抱えている悩みやストレスを友だちと協力して問題解決できるようサポートします。

・放課後や休日に身近な地域で気軽に集まり、おしゃべりをするなど自由にくつろぎ、安心して過ごせる居場所づくりをサポートします。

・自主的な遊びと学びの場として、スマイルスクールを開設し、学習サポーターや教員経験があるコーディネーターが勉強の仕方などのアドバイスをします。

② 児童・青少年の自主活動の促進

- ・友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。
- ・青少年の主体性や社会性を育むため、体験学習施設の企画・運営を主体的に行えるよう支援していきます。

③ ふれあいスクール事業の充実

・小学生の放課後の居場所のひとつとして、市立小学校の余裕教室等を活用したふれあいスクール事業を、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるようさらなる内容充実を努めます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします

施策の方向

核家族化の進行や出産時の母親の高年齢化、精神的に不安定な母親、身近に援助者がいない家庭などが増加していることから、子育て世代包括支援センター（平成30年度開設）を開設しました。

安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

取り組みの柱

- 1 妊娠や子育ての相談・支援の充実
- 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目のない連携

取り組みの内容

1 妊娠や子育ての個別相談・支援の充実

① 妊娠初期から子育て期の専門職による個別相談の充実

- ・妊娠届出時から看護職が全件個別面談を行い、妊娠初期からの状況把握や相談支援を図ります。
- ・子育て世代包括支援センターのほか、子育て支援センター、こども発達支援センターなどでの個別相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくります。
- ・相談の場や交流の機会などに出向くことのできない妊娠中や子育て中の保護者などの孤立を防ぐため、家庭への訪問や電話で気軽に相談できる体制を整えます。

② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導活動の継続

- ・保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、妊婦や産後の母子の心身のケアに取り組みます。

③ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実

- ・市内の幼稚園や保育所など、幼稚園教諭や保育士などの専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実していきます。

④妊娠・子育てにかかる経済的な支援

- 国の児童手当のほか、妊婦健康診査費への補助や小児医療費助成など、経済的支援を継続します。
- 国の制度として令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が図られた事を踏まえ、3歳未満児の保育所等の保育料については、適正な負担水準として、必要に応じて見直しを検討していきます。

2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

① 乳幼児健診や両親教室等の学習機会の充実

- 乳幼児健診での集団指導や、妊娠・出産・育児に関する教室・相談を実施し、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介などを行い、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。

② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

- 親子遊びの場を有効に活用し、子育て中の市民同士の交流を促進します。

3 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない保健連携

① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり

- 地域や関係機関・団体同士の連携を図り、地域で子育てをあたたく見守り支援するまちづくりを促進します。
- 子育て支援における公的サービスや市民による活動の情報を発信し、地域が主体の子育て支援を推進します。

② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携

- 地域での生活を支えるべく、医療機関をはじめ各種関係機関との密接な連携を図り、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

③ 子育ての先輩父母による支援ネットワークづくり

- 子育て経験者と先輩親子との交流機会づくり、ピアカウンセリング（※）の場づくりなどを推進します。

※ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞きあうことです。

④ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

- 産後の疲れや育児への不安を抱く産婦に対し、医療機関と連携しながら産後ケアを行います（令和元年度開始）。
- 就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくりまします。

・託児サービス付きの趣味教養講座や公演など、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。

基本目標4

子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します

施策の方向

すべての子どもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。
家庭環境や障がいのある・なしや家庭環境などのいかににかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポート体制の充実を図ります。

取り組みの柱

- 1 すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 2 障がいのある子ども、発達に心配がある子ども及びその家族への支援
- 3 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 4 子どもの貧困への対応
- 5 保護が必要な子どもと親への対応

取り組みの内容

1 すべての子どもを受け入れる環境づくり

- ① 幼稚園、保育所、学校等における障がいのあるすべての子どもなどの受入れ体制の充実
 - ・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクール△のにおいて発達に心配のある子どもや障がいのある子どもの受入れ体制の障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受入れ体制を—充実—に努めます。し、すべての子どもがわけ△だてなく遊び・学べる環境の拡充を図ります。
- ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
 - ・障がいのある子どもや発達に心配のある子ども 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもの受入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど職員の人材育成に取り組めます。
- ③ 障がいのある子どもなど△の すべての子どもに理解ある環境づくり
 - ・子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、障がいのある子どもや発達に心配のある子ども、外国籍の子どもなども すべての子どもが家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。
 - ・発達に心配のある子どもや障がいのある子どもに対する地域で理解されるための講座の開催を

推進します。

2 発達に心配がある子ども、障がいのある子ども 障がいのある子ども、発達に心配がある子どもとその家族への支援

逗子市障がい者児福祉計画に基づき、こども発達支援センター（ひなた・くろーぱー）を療育推進事業の拠点として、次の取組みを行います。

① 障がいの早期発見・一貫した支援 対応の充実

・0歳から18歳までの子どもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じ、相談しやすく、かつ相談内容を解決できる体制をつくるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。

・母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階から子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくりま

② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携

・乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障がいや特性による課題への対応などを含め、一貫したサービスの提供を実現します。

・ライフステージや障がい特性に応じて必要な制度や社会資源などの情報提供、講座や勉強会などを行います。

・保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、就学前後に必要な調整や就学後の支援体制の充実を図るとともに、こども発達支援センターが、療育専門機関としての専門的なスーパーバイズ機能により支援教育をサポートします。

・子どもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、スーパーバイズ機能や巡回相談により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関への支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。

③ 子どもと家族への心身のケア体制の充実

・子育てに不安や悩みを抱えている保護者が子どもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。

・保護者及びきょうだい（兄弟姉妹）を含めた家庭への支援、メンタルサポートなど総合的な支援を行います。

④ 発達に心配のある子どもや障がいのある子どもとその家族を支える地域づくり

・一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせて専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、子どもの特性を家族と共有し家庭での養育を支援するなど、より充実した体制をつ

くります。

・市民向け勉強会や講座の開催など、障がいに関する市民への啓発を積極的に進め、市民全体で障がいのある子どもとその家族を支える地域づくりを目指します。

・家族のレスパイトや子どもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

3 ひとり親家庭への自立支援の推進

① 母子・父子家庭への自立支援の推進

・母子・父子家庭など、ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

・国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等福祉手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子・父子福祉資金の貸付け、自立支援教育訓練給付やファミリーサポートセンター利用料の一部助成などファミリーサポートセンター利用料の一部助成や自立支援教育訓練給付等の経済的支援を継続します。

② 相談、情報提供の充実

・それぞれの家庭の状況に配慮し、子どもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援など相談体制を充実します。

・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。

4 子どもの貧困への対応

① 経済的支援

家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給や保育料の軽減・減免などの経済的支援を継続し、漏れなく活用されるよう関係機関と連携を図ります。

② 就労の支援

ニーズに応じた就労相談や、支援について、関係機関と連携を図り支援することを継続します。

③ 貧困家庭の子どもの居場所づくり

放課後の子どもの居場所のひとつとなっている体験学習施設スマイルや、ふれあいスクール事業について、気軽に安心して利用できるよう内容の充実や広く周知するように努めます。

④ 学習支援

自主的な遊びと学びの場として、スマイルスクールを開設し、学習サポーターや教員経験があるコーディネーターが勉強の仕方などのアドバイスをします。また、生活保護受給世帯からの相談があった場合は関係機関と連携を図り、支援します。

5 児童虐待など保護が必要な子どもと親への対応

① 子ども家庭総合支援拠点の設置

・国が市町村に求める「子ども家庭総合支援拠点」の設置を目指し、暮らす場所や年齢に関わらずすべての子どもが地域でのつながりを持ち、切れ目のない支援を受けられる体制をつくります。

② 子どもと親に対する相談支援

・子どもに関する様々な相談に対応するため、子ども相談室や子育て支援センター、療育教育総合センターの相談機能の充実と、より専門的な機関や母子保健・女性相談・障がい福祉担当課との庁内連携を拡充します。

③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

・逗子市要保護児童援助ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）を中心に、関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、子どもの立場にたった支援体制の充実を図ります。

④ 保護者・家庭の自立支援

・保護者や家庭の養育力を安定させるため、子ども相談室が中心となり、養育支援訪問事業等の活用などを通して親子に寄り添う支援体制を強化し、養育能力の向上を目指します。

⑤ 児童保護に係る支援と連携

・児童保護に関わる関係機関や里親をはじめとしてNPOやボランティア活動・周知活動等を支援するとともに、子ども相談室を中心として連携していきます。

基本目標5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

施策の方向

仕事と子育ての両立ができるよう、母親が働きやすい環境づくりや、父親の育児・家事への参加できるきっかけづくりなど、ワークライフバランスの取り組みを進めます。

取り組みの柱

- 1 男女の多様な働き方に対するサポート
- 2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援
- 3 ~~地域子ども・子育て支援事業の推進~~

取り組みの内容

1 男女の多様な働き方に対するサポート

① ライフスタイルに合わせた子育てサポート

・働きながらも子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行うなど、様々なきっかけづくりを促進します。

② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進

・多様な働き方に対応するため、教育・保育施設の預かりや小規模保育施設等の充実・拡大を図ります。

③ 就業時間に即した保育支援

・様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実を推進し、親が安心して働ける環境を促進します。

④ 病児・病後児の預かり支援

・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の研修を行っており、更なる支援会員の確保に努めます。確保を図ります。

・病児・病後児保育施設の要望が高いことから、施設の設置のために広域での設置も含めて検討します。

2 父親の家事・育児参画と祖父母世代の孫育て応援

① 父親の家事・育児参画の促進 推進

・父親が参加しやすい日時に配慮し、父子で参加できるイベント等を通じて、父親の家事・育児参画を促進 推進します。

② 祖父母世代の孫育て応援

・祖父母世代向けの孫育てセミナー等を開催するなど、祖父母世代の育児への参加を促進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

※基本目標1～5の中から該当する取り組み内容を再掲

① 子育て支援センター

・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供します。

・子ども相談室や子育て支援センター、平成28年度開設予定の(仮称)こども発達支援センターでの相談を充実し、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくとともに、関係機関との密接な連携を図ります。

・子育て支援センターなど子育て関係施設や遊びの場など、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもも家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。

・子ども相談室や子育て支援センター、(仮称)こども発達支援センターその他の相談機能の充実に加え、親子で遊びの中や様々な場面を捉えて、子育てに関する悩みや相談を身近な機関からより児童相談に関する専門的な機関へ繋ぐことや、母子保健、女性相談、障がい福祉等との庁内連携を拡充します。

② 一時預かり

・求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。

・保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを実施し、ひとり親家庭等の緊急時対応を目的とした子どもの一時預かりの方策を検討します。

・就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくります。

③ ファミリーサポートセンター(病児・病後児預かりを含む)

・誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の拡充を図り、支援会員のさらなる確保に取り組みます。

・障がいのある子どもや病児・病後児の預かり、外国語に対応可能な支援会員の確保を図ります。

・ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域とのつながりに

拡がる効果があるため、より一層の充実を図ります。

・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の確保を図ります。

④ 病児・病後児保育事業

・ファミリーサポートセンター事業において、病児・病後児の預かりに対応可能な支援会員の確保を図ります。

・病児・病後児保育施設の要望が高いことから、施設の設置のために広域での設置も含めて検討します。

⑤ 利用者支援

・子育て支援センター等による情報提供を継続して行い、また、利用者支援員による個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応として教育・保育に関する情報を一元的に集約し、提供します。

⑥ 放課後児童クラブ

・幼稚園、保育所、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

・放課後児童支援員の人材確保及び人材育成の促進を図ります。

・学童期においては、急速な知的能力の発達や自我意識、社会性など人格形成にとって大変重要な発達期にあるため、放課後児童クラブの内容の充実及び質の向上を図ります。

・小学校入学後の生活や放課後に対する子どもの不安を軽減し、安心して日々を過ごすことのできるよう子どもたちをサポートします。

・共働き家庭などにおいて、子どもが保育所から小学校への入学を機に、保護者の仕事と子育ての両立が困難にならないよう、放課後児童クラブの充実を図ります。

・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールへの障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの受入れ体制を充実し、すべての子どもがわけへだてなく遊び・学べる環境の拡充を図ります。

・幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなど、学びや遊びの場における人材の育成に取り組みます。